

# 4. 基礎的な課題における改革の方向性

(基本的な問題について、よりよいものにするための方向性)

## 1) 地域で暮らす権利の保障とインクルーシブな社会の構築

(私たちは地域で暮らす権利をもっています)

私たちの社会には、障害があるという理由で他の人と違う暮らしをしている人がたくさんいます。もちろん障害のある人への支援は必要ですが、支援を受けるために他の人とは違う生活をさせられるのはおかしいことです。

障害のある人が施設や病院から地域に移ることを応援するとともに、地域で安心して暮らしていけるように、教育や医療、福祉などの制度をつくっていかねばなりません。そのために、国は必要なお金を用意しなければなりません。

## 2) 障害のとりえ方 (障害って何でしょうか)

障害のある人が生活の中で大変な思いをしているのは、その人の障害のせいではなく、障害のある人を生きづらくさせている社会の問題です (社会モデル)。障害者の権利条約でも、障害についてはこのように考えられています。

障害のある人が社会の中で生きていくためには、障害のある人の他の人より特に目立つ点 (特徴) や苦手なことを変えるのではなく、その人をありのまま受け入れるように、社会のほうが変わっていく必要があります。

私たち一人一人が、このように考えるようになれば、障害のある人もない人も同じ社会で暮らす「共生社会」が実現するはずですよ。

## 3) 障害の定義 (障害があるかないか、どう決めたらいいのでしょうか)

その人に障害があるかどうか、その障害は重いのか軽いのか。それは、その人が生活していくときに、どんなことがどのくらい大変なのかで決める必要があります。

そして、その大変さが多い人も少ない人も、障害がある人としてきちんとサービスを受けられるよう、法律などを変えていくことが必要です。

## 4) 差別の定義 (差別って何でしょうか)

これまで、障害のある人が他の人とは別に扱われても、ほとんどの人はそれを差別だと思いませんでした。でも、政府が調べてみると、差別だと思われることはたくさんあります。

何が障害を理由にした差別なのかをはっきりさせて、障害のある人への差別を禁止する法律をつくる必要があります。その時には、合理的配慮 (障害に応じた対応) がないことも差別であると考えなければなりません。